

公立学校情報機器整備事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）、秋田県教育庁義務教育課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令等の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要領は、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日文科科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）第6（1）に基づき、市町村等（情報機器をリース契約により市町村に提供する民間事業者を含む。以下「補助事業者」という。）が実施する公立学校情報機器整備事業（以下「整備事業」という。）に要する経費につき、秋田県公立学校情報機器整備臨時対策基金を活用して、補助金を交付するために必要な事項を定め、もって公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器等の整備を円滑に実施することを目的とする。

(交付の対象及び算定割合)

- 第3条 補助金対象事業は、運営要領第3（1）に基づいて補助事業者が行う整備事業とする。
- 2 整備事業は、運営要領及びGIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン（令和6年4月17日文科科学省）に定める補助要件を満たすものとする。
 - 3 補助金の対象経費は、運営要領別添の第3（1-1）又は（1-2）においてそれぞれ定められている対象経費とする。
 - 4 補助金の額は、運営要領別添の第3（1）の定めに基づいて算定する。ただし、運営要領別添の第3（1）に定める事業に係る補助金の額は、千円未満の額は切り捨てるものとし、運営要領第2（3）①アで定める事業計画の範囲内で交付するものとする。
 - 5 知事は、必要に応じて市町村ごとに補助金額の上限を提示することができる。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付要綱第2に定める補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 2 前項の場合において、市町村と民間事業者がリース契約により共同で実施する場合は、市町村と民間事業者が共同で申請を行うものとする。この場合において、リース契約は、原則として交付決定通知後に締結するものとする。
 - 3 前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 交付要綱第2第2項に定める実施計画書は別記様式1によるものとし、付属資料は別記様式2、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領（令和6年4月26日文部科学省）別紙2、別添1～4とする。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付要綱第4に定める補助金交付決定通知書により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第6条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（交付決定内容の変更）

第7条 補助事業者が交付の決定の内容を変更しようとする場合には、交付要綱第3第2項（1）に定める交付条件変更承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、交付要綱第4に定める補助金交付決定変更通知書により速やかにその変更の内容を補助事業者に通ずるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、交付要綱第3第2項（2）に定める補助事業中止（廃止）承認申請書により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を補助事業者に通ずるものとする。

(事業の遅延報告)

第9条 補助事業者は、整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しを交付要綱第3第3項に定める補助事業実施状況報告書により、知事に報告しなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は整備事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認められるときは、その遂行状況に関し、市町村に報告を求めることができる。

(事業の遂行命令)

第11条 第9条及び第10条による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、整備事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、知事は、補助事業者に対しこれらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることがある。

2 補助事業者がこの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、交付要綱第5に定める補助事業実績報告書に関係書類を添付して別に定める期日までに知事に実績を報告しなければならない。また、第8条の規定により、知事から事業の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

2 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 交付要綱第5第2項に定める事業実施報告書は別記様式3によるものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 前条に規定する実績報告の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に整備事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、知事は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速や

かに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記様式4）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還（別記様式5）を命ずるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、第13条による通知を受けたときは、交付要綱第6により請求するものとする。

（是正のための措置）

第16条 第13条の規定による調査の結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

- 2 第13条の規定は、第1項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が次の（1）から（3）までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - （2）補助金を他の用途に使用したとき。
 - （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部の取消を行ったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定は、第14条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第18条 知事は、次に掲げる事項に該当するときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- （1）第17条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、整備事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。
- （2）第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

（違約加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者は、第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）

を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者からの申請に基づき違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金等の一時停止）

第20条 補助事業者が、補助金の返還を命じられたにもかかわらず当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（善管注意義務等）

第21条 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産の処分の禁止等）

第22条 整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、この整備事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事の承認を受けた場合はこの限りでない。

（取得財産の処分に係る収入の取扱い）

第23条 第22条の規定により、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の経理）

第24条 補助事業者は、整備事業の経理について、整備事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにするとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第25条 この要領に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和6年10月25日から施行する。

自治体名:

【學習者用端末整備状況】

[illegible]

(1-1)公立学校情報機器購入事業【個票】

[illegible]

当該年度整備台数及び事業費等

[illegible]

(1)公立学校情報機器整備事業(公立学校情報機器購入事業及び公立学校情報機器リース事業)【総括表】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	

	自治体名	(義務教育課程 の)児童生徒数 (人)	総整備予定台数(台)			前年度までの整備台数(台)			当該年度整備台数(台)及び事業費(円)				年度末更新率
			学習者用端末	予備機	計	学習者用端末	予備機	計	学習者用端末	予備機	計	補助金額	
1					0	0	0	0	600	90	690	24,532,000	0.0%
2					0			0			0		0.0%
3					0			0			0		0.0%
4					0			0			0		0.0%
5					0			0			0		0.0%
6					0			0			0		0.0%
7					0			0			0		0.0%
8					0			0			0		0.0%
9					0			0			0		0.0%
10					0			0			0		0.0%
11					0			0			0		0.0%
12					0			0			0		0.0%
13					0			0			0		0.0%
14					0			0			0		0.0%
15					0			0			0		0.0%
16					0			0			0		0.0%
17					0			0			0		0.0%
18					0			0			0		0.0%
19					0			0			0		0.0%
20					0			0			0		0.0%
	計	0	0	0	0	0	0	0	600	90	690	24,532,000	0.0%

※本表は「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」の合算した数値を記載すること。
※「(義務教育課程の)児童生徒数」には、市町村域内における公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部及び中学部の児童生徒数(申請時点で最新の確定値)を記載すること。
※「総整備予定台数」には、基金造成期間中に整備する予定の総台数を記載すること。
※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

(1-1) 公立学校情報機器購入事業【個票】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	

	学校名	児童生徒数(人)	当該年度整備台数及び事業費等							補助金額(円)	納入年月日	備考
			学習者用端末(台)	予備機(台)	計(台)	端末価格(円)	補助単価(円)	事業費(円)	補助対象事業費(円)			
1	A学校	100	100	15	115	50,000	55,000	5,750,000	5,750,000		○年○月○日	
2	B学校	100	100	15	115	60,000	55,000	6,900,000	6,325,000		○年○月頃	
3	C学校	100	100	15	115	56,000	55,000	6,440,000	6,325,000		○年○月頃	へき地
4					0		55,000	0	0			
5					0		55,000	0	0			
6					0		55,000	0	0			
7					0		55,000	0	0			
8					0		55,000	0	0			
9					0		55,000	0	0			
10					0		55,000	0	0			
11					0		55,000	0	0			
12					0		55,000	0	0			
13					0		55,000	0	0			
14					0		55,000	0	0			
15					0		55,000	0	0			
16					0		55,000	0	0			
17					0		55,000	0	0			
18					0		55,000	0	0			
19					0		55,000	0	0			
20					0		55,000	0	0			
	計		300	45	345			19,090,000	18,400,000	12,266,000		

※消費税込の金額を記載すること。
※「端末単価」は、情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む端末1台当たりの単価(購入予定額)を記載すること。
※「補助金額」は、「端末単価」と「補助単価」を比較し、どちらか低い額に数量を乗じて算出する「補助対象事業費」の総額に2/3を乗じて算出する。また、千円未満を切り捨てて記載すること(自動計算)。
※学校種等でまとめて記載することを可能とする。
※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

(1-2) 公立学校情報機器リース事業【個票】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	事業者名

〇〇〇〇

学校名		児童生徒数(人)		当該年度整備台数及び事業費等								納入年月日	備考
				学習者用端末(台)	予備機(台)	計(台)	端末価格(円)	補助単価(円)	事業費(円)	補助対象事業費(円)	補助金額(円)		
1	A学校	100		100	15	115	50,000	55,000	5,750,000	5,750,000		〇年〇月〇日	
2	B学校	100		100	15	115	60,000	55,000	6,900,000	6,325,000		〇年〇月頃	
3	C学校	100		100	15	115	56,000	55,000	6,440,000	6,325,000		〇年〇月頃	へき地
4						0		55,000	0	0			
5						0		55,000	0	0			
6						0		55,000	0	0			
7						0		55,000	0	0			
8						0		55,000	0	0			
9						0		55,000	0	0			
10						0		55,000	0	0			
11						0		55,000	0	0			
12						0		55,000	0	0			
13						0		55,000	0	0			
14						0		55,000	0	0			
15						0		55,000	0	0			
16						0		55,000	0	0			
17						0		55,000	0	0			
18						0		55,000	0	0			
19						0		55,000	0	0			
20						0		55,000	0	0			
計				300	45	345			19,090,000	18,400,000	12,266,000		

※補助事業者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

※補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出すること。

※「端末単価」は、情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む端末1台当たりの単価(購入予定額)を記載すること。

※「補助金額」は、「端末単価」と「補助単価」を比較し、どちらか低い額に数量を乗じて算出する「補助対象事業費」の総額に2/3を乗じて算出する。また、千円未満を切り捨てて記載すること(自動計算)。

※学校種等でまとめて記載することを可能とする。

※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

教育委員会コード	教育委員会名	都道府県コード	都道府県名	設置者名
051000	秋田県教育委員会	05	秋田県	秋田県
052201	秋田市教育委員会	05	秋田県	秋田市
052202	能代市教育委員会	05	秋田県	能代市
052203	横手市教育委員会	05	秋田県	横手市
052204	大館市教育委員会	05	秋田県	大館市
052206	男鹿市教育委員会	05	秋田県	男鹿市
052207	湯沢市教育委員会	05	秋田県	湯沢市
052209	鹿角市教育委員会	05	秋田県	鹿角市
052210	由利本荘市教育委員会	05	秋田県	由利本荘市
052211	潟上市教育委員会	05	秋田県	潟上市
052212	大仙市教育委員会	05	秋田県	大仙市
052213	北秋田市教育委員会	05	秋田県	北秋田市
052214	にかほ市教育委員会	05	秋田県	にかほ市
052215	仙北市教育委員会	05	秋田県	仙北市
053303	小坂町教育委員会	05	秋田県	小坂町
053346	藤里町教育委員会	05	秋田県	藤里町
053348	三種町教育委員会	05	秋田県	三種町
053349	八峰町教育委員会	05	秋田県	八峰町
053361	五城目町教育委員会	05	秋田県	五城目町
053363	八郎潟町教育委員会	05	秋田県	八郎潟町
053366	井川町教育委員会	05	秋田県	井川町
053434	美郷町教育委員会	05	秋田県	美郷町
053463	羽後町教育委員会	05	秋田県	羽後町
054327	上小阿仁村教育委員会	05	秋田県	上小阿仁村
054368	大潟村教育委員会	05	秋田県	大潟村
054464	東成瀬村教育委員会	05	秋田県	東成瀬村

【注意事項】

本ひな形は、市区町村が補助を申請する際に補助要件を充足していることを都道府県に対して疎明するための書面のサンプルであり、具体的な記述は自由に変更して差し支えありませんが、**赤字**は、特に申請者個々の事情により記述が大きく変わり得る箇所となります。

また、**青字斜体**は補足・解説であり、申請の際に添付する書面においては削除してください。

補助要件の充足について

自治体名：_____

「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領」（令和6年1月29日文部科学省初等中等教育局長決定。以下「運営要領」という。）別添の第3（1－1）⑤に定める補助要件の充足に関する当【市町村】の概況は以下のとおりです。

補助要件	チェック
1 共同調達会議に参加している	☐
2－1 共同調達により端末を調達する	☐
2－2 オプタアウトして端末を調達する	☐
3 最低スペック基準を満たす端末を調達する	☐
4－1 教員数分の指導者用端末を整備している	☐
4－2 教員数分の指導者用端末を整備する予定である	☐
5 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能を整備する	☐
6－1 各種計画を策定・公表している	☐
6－2 各種計画を策定・公表する予定である	☐

それぞれの補助要件について、以下のとおり補足します。

1. 共同調達による端末の調達について

＜共同調達に参加する場合＞

当【市町村】は、秋田県教育情報化推進協議会が取りまとめる児童生徒の1人1台端末の共同調達に参加して端末を調達します。

＜オプトアウトする場合＞

当【市町村】は、以下のとおり、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日文科科学省初等中等教育局長決定）別添の第3（1－1）⑤にいう「別に定める場合」としてGIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドラインが定める「共同調達に参加する必要があることとなる条件（オプトアウトの条件）」に該当するものと考えることから、秋田県教育情報化推進協議会が取りまとめる児童生徒の1人1台端末の共同調達に参加せずに、端末を調達します。

＜オプトアウトする場合の記載例＞

○該当するオプトアウトの条件

「高度な教育を行うため、最低スペック基準を上回るスペックであって、かつ、共通仕様書に定めるスペックより高いスペックの端末を導入する必要があること。」

○上記の条件に該当する理由

【高度な教育の内容】を実施するため、児童生徒の1人1台端末で●●を実施できるようにする必要がある。そのためには、【適宜必要な機能・運用手法等と高スペックを必要とする要素の関連性を説明】があり、このため、秋田県教育情報化推進協議会が取りまとめる共通仕様書より以下の点で高いスペックを有する端末を導入する必要がある。

高いスペックが 求められる要素	共通仕様書における 要求スペック	当【市町村】において 必要なスペック
（例）メモリ	8 GB	16GB

2. 最低スペック基準を満たすことについて

＜オプトアウトする場合＞

当【市町村】が調達する端末の仕様案は別添1のとおりであり、これは最低スペック基準を満たすものです。

3. 教員数分の指導者用端末の整備について

当【市町村】における、令和●年●月現在の指導者用端末の整備状況は以下のとおりです。

①教員※ ¹ 数（名）	②指導者用端末※ ² の数（台）	③整備率（②/①）（％）

（※1）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の本務者教員のうち校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師

（※2）教員が学習指導のために用いることができる端末

<申請時点において整備率が100%に達していない場合（令和6年度申請）>

上記のとおり、令和6年●月現在において、教員数分の指導者用端末は整備できておらず、●●のため、令和6年度内の整備完了も困難ですが、【令和7年度にかけての具体的な整備計画について記述】することで、令和7年度末までに整備率を100%とする予定です。

<申請時点において整備率が100%に達していない場合（令和7年度以降申請）>

上記のとおり、令和●年●月現在において、教員数分の指導者用端末は整備できていませんが、【具体的な整備計画について記述】することで、学習者用端末の運用が開始されるまでに指導者用端末の整備も終わる予定です。

4. 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能の整備について

5. 各種計画の策定・公表

当【市町村】が策定・公表した各種計画の一覧は以下のとおりです。

①端末整備・更新計画

「●●市端末整備・更新計画」

<https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html>

②ネットワーク整備計画

「●●市ネットワーク整備計画」

<https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html>

③校務DX計画

「●●市校務DX計画」

<https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html>

④ 1人1台端末の利活用に係る計画

「●●市1人1台端末の利活用に係る計画」

<https://●●●.lg.jp/●●●/●●●.html>

<申請時点において各種計画の策定・公表が終わっていない場合（令和6年度申請）>

当【市町村】においては、【各種計画の策定が終わっていない理由】のため、現時点において各種計画の策定・公表が未了ですが、【策定・公表に関する具体的なスケジュール】し、令和6年●月末までに各種計画を策定・公表します。

別添一覧

○別添1 ●●市学習者用コンピュータ調達仕様書（案）

(1) 公立学校情報機器整備事業(公立学校情報機器購入事業及び公立学校情報機器リース事業)【総括表】

[illegible]

※「総整備予定台数」には、基金造成期間中に整備する予定の総台数を記載すること。

[illegible][illegible]

(1)公立学校情報機器整備事業(公立学校情報機器購入事業及び公立学校情報機器リース事業)【総括表】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	

	自治体名	(義務教育課程 の)児童生徒数 (人)	総整備予定台数(台)			前年度までの整備台数(台)			当該年度整備台数(台)及び事業費(円)				年度末更新率
			学習者用端末	予備機	計	学習者用端末	予備機	計	学習者用端末	予備機	計	補助金額	
1					0	0	0	0	600	90	690	24,532,000	0.0%
2					0			0			0		0.0%
3					0			0			0		0.0%
4					0			0			0		0.0%
5					0			0			0		0.0%
6					0			0			0		0.0%
7					0			0			0		0.0%
8					0			0			0		0.0%
9					0			0			0		0.0%
10					0			0			0		0.0%
11					0			0			0		0.0%
12					0			0			0		0.0%
13					0			0			0		0.0%
14					0			0			0		0.0%
15					0			0			0		0.0%
16					0			0			0		0.0%
17					0			0			0		0.0%
18					0			0			0		0.0%
19					0			0			0		0.0%
20					0			0			0		0.0%
	計	0	0	0	0	0	0	0	600	90	690	24,532,000	0.0%

※本表は「公立学校情報機器購入事業」及び「公立学校情報機器リース事業」の合算した数値を記載すること。
※「(義務教育課程の)児童生徒数」には、市町村域内における公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部及び中学部の児童生徒数(申請時点で最新の確定値)を記載すること。
※「総整備予定台数」には、基金造成期間中に整備する予定の総台数を記載すること。
※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

(1-1) 公立学校情報機器購入事業【個票】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	

学校名		児童生徒数(人)		当該年度整備台数及び事業費等								補助金額(円)	納入年月日	備考
				学習者用端末(台)	予備機(台)	計(台)	端末価格(円)	補助単価(円)	事業費(円)	補助対象事業費(円)				
1	A学校	100		100	15	115	50,000	55,000	5,750,000	5,750,000			〇年〇月〇日	
2	B学校	100		100	15	115	60,000	55,000	6,900,000	6,325,000			〇年〇月頃	
3	C学校	100		100	15	115	56,000	55,000	6,440,000	6,325,000			〇年〇月頃	へき地
4						0		55,000	0	0				
5						0		55,000	0	0				
6						0		55,000	0	0				
7						0		55,000	0	0				
8						0		55,000	0	0				
9						0		55,000	0	0				
10						0		55,000	0	0				
11						0		55,000	0	0				
12						0		55,000	0	0				
13						0		55,000	0	0				
14						0		55,000	0	0				
15						0		55,000	0	0				
16						0		55,000	0	0				
17						0		55,000	0	0				
18						0		55,000	0	0				
19						0		55,000	0	0				
20						0		55,000	0	0				
計				300	45	345			19,090,000	18,400,000	12,266,000			

※消費税込の金額を記載すること。
※「端末単価」は、情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む端末1台当たりの単価(購入予定額)を記載すること。
※「補助金額」は、「端末単価」と「補助単価」を比較し、どちらか低い額に数量を乗じて算出する「補助対象事業費」の総額に2/3を乗じて算出する。また、千円未満を切り捨てて記載すること(自動計算)。
※学校種等でまとめて記載することを可能とする。
※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

(1-2) 公立学校情報機器リース事業【個票】

年度	令和7年度
教育委員会コード	
都道府県名	
自治体名	事業者名

〇〇〇〇

学校名		児童生徒数(人)		当該年度整備台数及び事業費等								納入年月日	備考
				学習者用端末(台)	予備機(台)	計(台)	端末価格(円)	補助単価(円)	事業費(円)	補助対象事業費(円)	補助金額(円)		
1	A学校	100		100	15	115	50,000	55,000	5,750,000	5,750,000		〇年〇月〇日	
2	B学校	100		100	15	115	60,000	55,000	6,900,000	6,325,000		〇年〇月頃	
3	C学校	100		100	15	115	56,000	55,000	6,440,000	6,325,000		〇年〇月頃	へき地
4						0		55,000	0	0			
5						0		55,000	0	0			
6						0		55,000	0	0			
7						0		55,000	0	0			
8						0		55,000	0	0			
9						0		55,000	0	0			
10						0		55,000	0	0			
11						0		55,000	0	0			
12						0		55,000	0	0			
13						0		55,000	0	0			
14						0		55,000	0	0			
15						0		55,000	0	0			
16						0		55,000	0	0			
17						0		55,000	0	0			
18						0		55,000	0	0			
19						0		55,000	0	0			
20						0		55,000	0	0			
計				300	45	345			19,090,000	18,400,000	12,266,000		

※補助事業者は、消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

※補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出すること。

※「端末単価」は、情報機器の運搬費、情報機器の設置・据え付け費を含む端末1台当たりの単価(購入予定額)を記載すること。

※「補助金額」は、「端末単価」と「補助単価」を比較し、どちらか低い額に数量を乗じて算出する「補助対象事業費」の総額に2/3を乗じて算出する。また、千円未満を切り捨てて記載すること(自動計算)。

※学校種等でまとめて記載することを可能とする。

※入力する行が不足する場合は、入力した最終行の直下に最終行全体を「コピー」のうえ、「コピーしたセルの挿入」を選択を繰り返し、必要な行数を設定すること。

教育委員会コード	教育委員会名	都道府県コード	都道府県名	設置者名
051000	秋田県教育委員会	05	秋田県	秋田県
052201	秋田市教育委員会	05	秋田県	秋田市
052202	能代市教育委員会	05	秋田県	能代市
052203	横手市教育委員会	05	秋田県	横手市
052204	大館市教育委員会	05	秋田県	大館市
052206	男鹿市教育委員会	05	秋田県	男鹿市
052207	湯沢市教育委員会	05	秋田県	湯沢市
052209	鹿角市教育委員会	05	秋田県	鹿角市
052210	由利本荘市教育委員会	05	秋田県	由利本荘市
052211	潟上市教育委員会	05	秋田県	潟上市
052212	大仙市教育委員会	05	秋田県	大仙市
052213	北秋田市教育委員会	05	秋田県	北秋田市
052214	にかほ市教育委員会	05	秋田県	にかほ市
052215	仙北市教育委員会	05	秋田県	仙北市
053303	小坂町教育委員会	05	秋田県	小坂町
053346	藤里町教育委員会	05	秋田県	藤里町
053348	三種町教育委員会	05	秋田県	三種町
053349	八峰町教育委員会	05	秋田県	八峰町
053361	五城目町教育委員会	05	秋田県	五城目町
053363	八郎潟町教育委員会	05	秋田県	八郎潟町
053366	井川町教育委員会	05	秋田県	井川町
053434	美郷町教育委員会	05	秋田県	美郷町
053463	羽後町教育委員会	05	秋田県	羽後町
054327	上小阿仁村教育委員会	05	秋田県	上小阿仁村
054368	大潟村教育委員会	05	秋田県	大潟村
054464	東成瀬村教育委員会	05	秋田県	東成瀬村

(別記様式4)

年 月 日

秋 田 県 知 事

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

公立学校情報機器整備事業費補助金（公立学校情報機器リース事業）消費
税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け指令教義一 において交付決定を受けた補助事業
について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（公立学校情報機器整備事業費補助金実施要領第14条第1項によ
る額の確定額）

_____円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

_____円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額

_____円

4 補助金返還相当額（3－2）

_____円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

【担当者連絡先】 部署名担当者連絡先
（電話番号、メールアドレスを記載）

(別記様式5)

指令教義一
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 様
共同申請者の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 様

秋 田 県 知 事

公立学校情報機器整備事業費補助金（公立学校情報機器リース事業）交付
額確定及び返還命令書

年 月 日付け指令教義一 により額を確定した公立学校情報機器整備事業費補助金の交付対象事業に係る交付額について、公立学校情報機器整備事業費補助金実施要領第14条第1項の規定に基づき、金
千円に改めて確定したので通知します。

なお、超過交付となった以下の金額については、公立学校情報機器整備事業費補助金実施要領第15条第2項の規定に基づき、年 月 日までに債務者が返還することを命じます。

金 千円